

佐渡市登録商標「朱鷺と暮らす郷」の使用に関する要綱 新旧対照表

主な改正点（R7/2025 0901 施行）

- 1 8割減減以上の認証用米マークを、栽培期間中農薬・化学肥料不使用及びその加工品用に修正。
- 2 新之助認証用米マークを追加。
- 3 その他軽微な修正。

改正後（案）	改正前
佐渡市登録商標「朱鷺と暮らす郷」の使用に関する要綱	佐渡市登録商標「朱鷺と暮らす郷」の使用に関する要綱
第1条 中略	第1条 中略
（図柄等）	（図柄等）
第2条 マークの種類は次のとおりとする。また、図柄及び色は、別記1のとおりとし、規格及び表示方法は別記2のとおりとする。	第2条 マークの種類は次のとおりとする。また、図柄及び色は、別記1のとおりとし、規格及び表示方法は別記2のとおりとする。
（1）栽培期間中農薬・化学肥料不使用の認証米及び加工品用	（1）8割減減以上の認証米用
（2）認証米及び加工品用	（2）認証米及び加工品用
（3）こしいぶき認証米用	（3）こしいぶき認証米用
（4） <u>新之助認証米用</u>	
2 中略	2 中略
第3条 中略	第3条 中略
（使用許可の条件）	（使用許可の条件）
第4条 マークを使用してコシヒカリを主食用米として販売できる条件は次のとおりとする。	第4条 マークを使用してコシヒカリを主食用米として販売できる条件は次のとおりとする。
（1）タンパク含有量 6.2%以下であること。なお、 <u>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領第4に掲げる用途限定米穀として取り扱う米穀等（以下「加工米等」）は、国の認定を受けている場合はこの限りでない。</u>	（1）タンパク含有量 6.2%以下であること。なお、米の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号）第3に掲げる需給調整の取組として取り扱う米穀等（以下「加工米等」という。）は、加工用米取組計画又は新規需要米取組計画において、国の認定を受けている場合はこの限りでない。
（2）農産物検査により等級が1等として格付けされた米であること。但し、 <u>栽培期間中農薬・化学肥料不使用</u> により栽培されたものはこの限りでない。	（2）農産物検査により等級が1等として格付けされた米であること。但し、8割以上の減農薬減化学肥料により栽培されたものはこの限りでない。

第5～16条 中略

附 則

(施工期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年9月22日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(特例措置) 中略

別記1

認証マーク

第5～16条 中略

附 則

(施工期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

(特例措置) 中略

別記1

認証マーク



(1) 栽培期間中農薬・化学肥料不使用の
認証米及び加工品用



(2) 認証米及び加工品用



(3) こしいぶき認証米用



(4) 新之助認証米用

別記 2

認証マークの規格及び表示方法

規格		表示方法
米袋	5 k g 用	印刷済み
米袋	2 k g 用	印刷済み
丸型小シール	直径 5 . 4 cm	米袋や容器等にシールを貼付する
(削除)	(削除)	(削除)
刷込印刷	デザインにより別途協議	米袋や容器等に印刷する

別表第 1 ～ 2 省略



(1) 8 割減以上の認証米用



(2) 認証米及び加工品用



(3) こしいぶき用

別記 2

認証マークの規格及び表示方法

規格		表示方法
米袋	5 k g 用	印刷済み
米袋	2 k g 用	印刷済み
丸型小シール	直径 5 . 4 cm	米袋や容器等にシールを貼付する
四角シール	縦 1 4 × 横 1 0	米袋や容器等にシールを貼付する
刷込印刷	デザインにより別途協議	米袋や容器等に印刷する

別表第 1 ～ 2 省略